

# 令和5年度 かわさき自動車環境対策推進協議会報告書

(令和4年度の実施結果及び令和5年度の実施予定)

かわさき自動車環境対策推進協議会

令和5年7月

## 1 かわさき自動車環境対策推進協議会について

### (1) かわさき自動車環境対策推進協議会とは

かわさき自動車環境対策推進協議会（以下、協議会という）は、事業者、市民、関係団体及び関係行政機関の相互の連携の下、平成24年4月に、自動車環境対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として設立しました。

### (2) 協議会の取組

協議会では、市内の大気汚染等の環境対策や地球温暖化対策をより一層推進するために、平成24年度に4年間の取組期間を設けたかわさき自動車環境対策プランを策定し、低公害車の導入促進、エコドライブの普及啓発、産業道路クリーンライン化事業等、さまざまな取組を実施してきました。その結果、二酸化窒素については、平成25年度に初めて全ての測定局で環境基準を達成し、平成27年度以降継続的に達成するなど、一定の成果を挙げました。

その後、臨海部での国際戦略拠点の形成による周辺道路の整備等や、国際コンテナ戦略港湾としての川崎港の国際競争力強化による物流に伴う交通流の変化など、市内における自動車を取り巻く環境問題が変化することが見込まれたことから、協議会における自動車環境対策の更なる推進に向けて、これらの環境問題の変化に柔軟かつ的確に対応できるよう、平成28年度にプランを改定し、5年間の計画期間を設け令和2年度まで活動して参りました。

令和2年度をもってかわさき自動車環境対策プランの計画期間が満期を迎えたことから、令和3年度以降の各構成員の取組については、令和4年3月に策定した「川崎市大気・水環境計画」を参考に、令和7年度まで、引き続き各構成員が自主的に取り組んで参ります。

(3) 協議会の構成員について

事業者、市民、関係団体及び関係行政機関で構成されており、構成員を以下に示します。

表1 構成員一覧

区分	構成員
事業者	花王株式会社川崎工場 かわさきファズ株式会社 JFEスチール株式会社東日本製鉄所（京浜地区） 首都高速道路株式会社 株式会社タケエイ物流管理部 ENEOS株式会社川崎製油所 東洋埠頭株式会社東扇島支店 中日本高速道路株式会社東京支社 三菱ふそうトラック・バス株式会社
市民代表	川崎公害病患者と家族の会 川崎市地球温暖化防止活動推進センター
関係団体	一般社団法人神奈川県自動車整備振興会 神奈川県自動車販売店協会社会貢献部 神奈川県タクシー協会川崎支部 一般社団法人神奈川県トラック協会 一般社団法人神奈川県バス協会 独立行政法人環境再生保全機構 一般社団法人日本自動車連盟神奈川支部
関係行政機関	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 国土交通省関東運輸局交通政策部環境・物流課 国土交通省関東地方整備局川崎国道事務所 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所 神奈川県環境農政局環境部環境課 神奈川県警察本部交通部交通規制課 神奈川県川崎臨港警察署
市	総務企画局総務部庁舎管理課担当課長 建設緑政局総務部企画課担当課長 交通局自動車部運輸課長 環境局生活環境部収集計画課長 環境局環境対策部長 環境局環境対策部地域環境共創課長

(4) ワーキンググループの設置について

令和4年度から協議会の下に次のとおり「次世代自動車WG」と「エコドライブWG」の2つのWGを設置しており、活動内容に応じて、開催することとしています。

表2 ワーキンググループについて

WG名称	次世代自動車WG	エコドライブWG
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EVやFCVなどの車両の電動化に向けた情報共有</li> <li>・物流効率化に関する先進的取組の情報共有</li> <li>・その他、国内外における先進事例に係る情報共有</li> <li>・次世代自動車のインフラ整備に係る検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブの普及啓発に係る検討</li> <li>・自動車を使わない環境づくりの検討</li> <li>・エコドライブ講習会に係る検討</li> </ul>
参加メンバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かわさきファズ株式会社</li> <li>・ENEOS株式会社川崎製油所</li> <li>・東洋埠頭株式会社東扇島支店</li> <li>・三菱ふそうトラック・バス株式会社</li> <li>・神奈川県タクシー協会川崎支部</li> <li>・独立行政法人環境再生保全機構</li> <li>・国土交通省関東運輸局交通政策部環境物流課</li> <li>・神奈川県環境農政局環境部環境課</li> <li>・川崎市環境局環境対策部地域環境共創課(事務局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三菱ふそうトラック・バス株式会社</li> <li>・川崎公害病患者と家族の会</li> <li>・川崎市地球温暖化防止活動推進センター</li> <li>・一般社団法人神奈川県トラック協会</li> <li>・一般社団法人日本自動車連盟神奈川支部</li> <li>・神奈川県環境農政局環境部環境課</li> <li>・川崎市環境局環境対策部地域環境共創課(事務局)</li> </ul>

## 2 令和4年度の取組結果について

令和4年度の取組結果について、協議会事業の年間実績と各構成員の取組結果としてまとめました。

### (1) 協議会事業の年間実績について

令和4年度に実施した協議会事業の内容を以下に示します。協議会の開催と、産業道路クリーンライン化事業、キャンペーンの実施、エコドライブ講習会を開催しました。

表3 協議会事業の年間実績について

具体的な事業	令和4年度												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
かわさき自動車環境対策推進協議会の開催				● 第1回										7月26日に書面開催
産業道路クリーンライン化事業 (通年取組)	←————→												・路線バス：産業道路を通行する系統について低公害車（HV、低燃費車等）を優先的に運行 ・産業道路周辺でごみを収集する市の収集車は低公害車を使用	
産業道路クリーンライン化 キャンペーン（冬季）									←————→					11月～2月の期間において、産業道路を使用する事業者を対象にエコドライブの徹底や公共交通機関の利用等呼びかけるキャンペーンを実施
トラック向けエコドライブ 座学講習会の開催									● 11月18日				↔	11月18日に対面で実施 2月3日～2月24日に講習会の録画をオンラインで配信

(2) 各構成員の取組結果について

各構成員（事業者、市民代表、関係団体、関係行政機関）の主な取組結果を以下に示します。各構成員の欄の（ ）内は取組を実施した協議会の構成員数を表し、川崎市は関係行政機関の区分に含まれます。

※表の番号は、(参考資料)「川崎市大気・水環境計画（令和4年3月策定）」の取組一覧を参照してください。

表4 各構成員の取組結果の総括表

番号※	具体的取組	具体的取組の概要	各構成員
I-1①7	ディーゼル車運行規制の検査	・ディーゼル車運行規制に係る検査の継続実施	関係行政機関(2)
I-1③6	騒音、振動の監視	・自動車騒音の遮蔽、低減に向けた、高機能舗装・遮音壁の継続的な維持管理 ・自動車交通騒音・振動の実態調査の実施	事業者(1) 関係行政機関(1)
II-1③3	情報発信等による次世代自動車の普及促進	《次世代自動車の導入》 ・電気自動車の導入 ・最新規制適合車の導入 ・低公害・低燃費車の導入（ハイブリッド等） 《次世代自動車の普及促進》 ・電気自動車の乗車体験、展示等による普及促進 ・燃料電池自動車の普及啓発動画による普及促進 ・低公害、低燃費車の導入の要請 ・電気小型トラックの試乗制度の開始 《次世代自動車の導入補助》 ・低公害・低燃費車の導入補助（天然ガス自動車、ハイブリッド車、電気自動車等） ・電気自動車、燃料電池自動車の導入補助 ・九都県市指定低公害車の購入等に係る融資	事業者(5) 関係団体(4) 関係行政機関(5)

番号※	具体的取組	具体的取組の概要	各構成員
II-2②1	他自治体連携による取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九都県市連携による自動車排出ガス対策</li> <li>・六大都市における自動車公害対策の検討</li> <li>・自動車 NOx・PM 総量削減計画の進行管理</li> <li>・神奈川県公害防止推進協議会自動車交通公害対策検討部会における環境に配慮した自動車利用方法等の周知等</li> <li>・神奈川県地球温暖化防止活動推進員として活動</li> </ul>	関係団体（1） 関係行政機関（2）
II-2②7	交通の事業者等連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会等で運輸部門の環境対策についての講義等を実施</li> <li>・低公害車の優先配車協力実施を促す産業道路クリーンライン化事業の検討及び実施</li> <li>・運送事業者等へグリーン経営（環境に配慮した経営）認証取得講習会を実施</li> <li>・交通量削減に向けた再配達抑制等の取組</li> </ul>	関係団体（1） 関係行政機関（2）
II-3①1	次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者との連携による取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充電設備の導入、充電サービス提供等</li> <li>・次世代自動車のインフラ整備促進に向けた支援・調整</li> </ul>	事業者（1） 関係行政機関（1）
II-3①2	EV カーシェアリングを活用した交通行動変容に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EV カーシェアリングの実証の開始</li> </ul>	関係行政機関（1）
II-3①3	市バス車両の脱炭素に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新型低公害車の普及拡大等の取組</li> </ul>	関係行政機関（1）
II-3①4	エコ運搬制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコ運搬実施の要請等</li> <li>・エコ運搬制度の運用、普及促進</li> <li>・庁内エコ運搬制度の運用</li> </ul>	事業者（4） 関係行政機関（1）

番号※	具体的取組	具体的取組の概要	各構成員
II-3①5	エコドライブの普及促進	<p>《エコドライブの実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブの推進</li> <li>・エコドライブ講習会の参加・協力（講習会の参加、開催、講師派遣、周知・開催協力等）</li> </ul> <p>《エコドライブの普及啓発》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブを推進する広報活動</li> <li>・シミュレータを活用したエコドライブ普及啓発</li> </ul> <p>《アイドリングストップの実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車時におけるアイドリングストップの徹底</li> </ul> <p>《エコドライブの講習会の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブリーダーの養成（組織内でエコドライブ教育が可能な指導員を養成する。若しくは養成の講座を開催）</li> <li>・アイドリング時間の短縮によるエコドライブの推進（キー抜きロープの普及促進や蓄熱式マットの普及促進等）</li> <li>・エコドライブに必要な車両の維持管理に関する講習の開催</li> <li>・エコドライブ実施方法の普及（内部講習会の開催、事業所内会議等の実施）</li> </ul> <p>《エコドライブ実施のための補助機器の導入》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助機器の導入によるエコドライブの実施（ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ、アイドリングストップ支援機器等の導入）</li> </ul> <p>《かわさきエコドライブ宣言登録事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かわさきエコドライブ宣言登録事業の運用・ステッカー等の配布</li> </ul>	<p>事業者（7）</p> <p>市民代表（2）</p> <p>関係団体（5）</p> <p>関係行政機関（6）</p>



番号※	具体的取組	具体的取組の概要	各構成員
II - 3①6	交通量・交通流対策の推進	<p>《通過交通対策の促進》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 違法駐車 の 排除（駐車取締りの継続的実施）</li> <li>・ 交通円滑化対策（信号運用等による渋滞緩和対策の継続的実施、左折合流の実施）</li> </ul> <p>《TDM の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイカー通勤の抑制（徒歩・自転車・公共交通機関による通勤の奨励）</li> <li>・ 川崎市交通環境配慮行動メニューによる普及啓発</li> </ul> <p>《環境ロードプライシングの取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大型車の湾岸線への誘導</li> </ul> <p>《南部地域道路沿道環境対策の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業道路における環境レーンの普及啓発</li> </ul>	<p>事業者（4）</p> <p>関係行政機関（2）</p>
II - 3①9	都市計画道路等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道1号川崎地区沿道環境整備事業</li> <li>・ 国道357号東京湾岸道路の整備</li> <li>・ 京急大師線連続立体交差事業（小島新田～東門前）の推進等</li> <li>・ 国県道改良事業の推進（主要地方道横浜上麻生等の整備）</li> <li>・ 都市計画道路の整備（尻手黒川線、東京丸子横浜線、世田谷町田線、荏宿小田中線、宮内新横浜線等の整備）</li> </ul>	<p>関係行政機関（3）</p>
II - 4②3	交差点などにおける渋滞緩和対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 走行環境整備のための要望活動の実施</li> <li>・ 信号運用等による緊急渋滞対策の実施（丸子橋交差点、南幸町二丁目交差点）</li> </ul>	<p>関係団体（1）</p> <p>関係行政機関（1）</p>

番号※	具体的取組	具体的取組の概要	各構成員
	その他	<p>《自動車適正整備の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所等で使用する自動車の適正な整備</li> <li>・ 研修等の開催による法令に基づく規制の周知</li> <li>・ 定期点検実施済み車両へのステッカー貼付</li> <li>・ 排気ガス CO・HC テスタの定期校正の実施</li> <li>・ 街頭検査等の実施</li> <li>・ 不正改造車を排除する運動の実施</li> <li>・ 自動車点検整備推進運動の実施</li> </ul> <p>《高濃度地区における環境改善取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業道路クリーンライン化事業の実施</li> <li>・ 産業道路クリーンライン化事業への協力を呼びかけ</li> <li>・ 低濃度脱硝設備の運用及び管理</li> <li>・ 土壌システムの運用及び管理</li> </ul> <p>《協議会の活動の普及啓発》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポスターやリーフレット等を連絡会、ポスターリング、掲示板に掲示</li> <li>・ イベント・会議等におけるパンフレットの配布及びパネル展示等</li> </ul> <p>《大気環境に関する調査研究等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気環境に関する調査研究を継続実施</li> <li>・ 大気汚染の実態調査と発表</li> </ul> <p>《自動車環境対策の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修等の開催による人材育成</li> </ul> <p>《次世代機械の導入》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ EVフォークリフトの導入</li> </ul>	<p>事業者（４）</p> <p>市民代表（１）</p> <p>関係団体（２）</p> <p>関係行政機関（５）</p>

### 3 令和5年度の取組予定について

令和5年度の取組予定について、協議会事業の年間計画と各構成員の取組予定をまとめました。

#### (1) 協議会事業の年間計画について

令和5年度に計画している協議会事業の内容を以下に示します。協議会の開催と、ワーキングの開催、産業道路クリーンライン化事業、キャンペーンの実施、エコドライブ講習会を開催する予定です。

表5 協議会事業の年間計画について

具体的な事業	令和5年度												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
かわさき自動車環境対策推進協議会の開催				●										
かわさき自動車環境対策推進協議会WGの開催											↔			・次世代自動車WG ・エコドライブWG
産業道路クリーンライン化事業 (通年取組)	←—————→												・路線バス：産業道路を通行する系統について低公害車（HV、低燃費車等）を優先的に運行 ・産業道路周辺でごみを収集する市の収集車は低公害車を使用	
産業道路クリーンライン化 キャンペーン（冬季）									↔					11月～2月の期間において、産業道路を使用する事業者を対象にエコドライブの徹底や公共交通機関の利用等呼びかけるキャンペーンを実施
トラック向けエコドライブ 座学講習会の開催												●	↕	対面で実施し、録画を一定期間オンライン配信予定

(2) 各構成員の取組予定について（総括表）

各構成員（事業者、市民代表、関係団体、関係行政機関）の主な取組予定を以下に示します。各構成員の欄の（ ）内は取組を予定している協議会の構成員数を表しています。なお、川崎市は関係行政機関の区分に含まれます。

※表の番号は、（参考資料）「川崎市大気・水環境計画（令和4年3月策定）」の取組一覧を参照してください。

表6 各構成員の取組予定の総括表

番号*	具体的取組	具体的取組の概要	各構成員
I-1①7	ディーゼル車運行規制の検査	自動車から排出される粒子状物質の削減に向けて、県条例のディーゼル車運行規制による路上検査、ビデオ調査等を実施し、規制不適合車を使用する事業者に指導を行います。	関係行政機関(2)
I-1③6	騒音、振動の監視	法律や市条例に基づき、一般環境の騒音測定、自動車騒音、振動の実態調査を行い、環境基準の達成状況等を確認します。	事業者(1) 関係行政機関(1)
II-1③3	情報発信等による次世代自動車の普及促進	自動車に関する地球温暖化対策を推進するため、情報発信等による次世代自動車の普及に向けた取組を推進します。	事業者(4) 関係団体(5) 関係行政機関(5)
II-2②1	他自治体連携による取組	広域的な大気環境の課題を解決するために、九都県市首脳会議等の近隣自治体との連携を強化し、各種調査や普及啓発等の取組を実施します。(神奈川県公害防止推進協議会、九都県市首脳会議大気保全専門部会、六大都市自動車技術評価委員会、関東地方大気環境対策推進連絡会等)	関係行政機関(2)
II-2②7	交通の事業者等連携	自動車に係る環境問題の解決に向け、事業者、市民、関係団体及び関係行政機関が相互の連携のもと、地域環境対策及び地球温暖化対策を総合的に推進します。	関係行政機関(2)
II-3①1	次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者との連携による取組	大気環境中の二酸化窒素濃度等の低減や脱炭素社会の実現に向けて、インフラ環境の整備を推進することにより、次世代自動車の普及を促進します。	事業者(1) 市民団体(1) 関係行政機関(1)

番号※	具体的取組	具体的取組の概要	各構成員
II-3①2	EVカーシェアリングを活用した交通行動変容に向けた取組	EVカーシェアリングを広めることで、自動車利用時のEV選択率の向上を図ります。	関係行政機関(1)
II-3①3	市バス車両の脱炭素に向けた取組の推進	ハイブリッドバスの導入等、市バス車両の脱炭素に向けた取組を推進します。	関係行政機関(1)
II-3①4	エコ運搬制度の運用	貨物自動車等から排出される大気汚染物質及びCO <sub>2</sub> 削減のため、市条例に基づき、市内の荷主・荷受人が主体となって運送事業者等に対し環境に配慮した運搬の要請を行うエコ運搬制度を推進します。	事業者(4) 関係行政機関(1)
II-3①5	エコドライブの普及促進	自動車から排出される大気汚染物質及びCO <sub>2</sub> の削減のため、かわさきエコドライブ宣言登録制度により、市民や事業者に対し、エコドライブの普及啓発を行います。また、講習会等によりエコドライブの普及促進を行います。	事業者(6) 市民代表(2) 関係団体(5) 関係行政機関(5)
II-3①6	交通量・交通流対策の推進	自動車交通量の削減及び交通混雑の改善のため、関係機関と連携して、迂回経路への誘導や環境レーンの取組等についての啓発活動を実施します。	事業者(3) 関係行政機関(3)
II-3①9	都市計画道路等の整備	幹線道路は、「道路整備プログラム」に基づき、客観的な指標を用いて整備効果の高い道路を選定し、「選択と集中」による効率的・効果的な整備を進めます。	関係行政機関(3)
II-4②3	交差点などにおける渋滞緩和対策の推進	主要渋滞交差点などにおける局所的かつ即効的な対策などにより、効率的・効果的に渋滞緩和を図ります。	関係団体(1) 関係行政機関(1)
	その他	その他の自動車環境対策の推進に係る取組を実施します。	事業者(4) 市民代表(1) 関係団体(2) 関係行政機関(5)

取組一覧

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係			地域			連携する 環境分野
				大気	水	化学・市民	南部	中部	北部	
I 安全で良好な環境を保全する										
I-1 大気や水などの環境保全										
① 大気環境に係る事業所等の監視・指導										
	1 大気環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査	法律や市条例等に基づき、ばい煙、VOC、ダイオキシン類、悪臭等について、工場・事業場の立入調査を実施することで、監視・指導を行います。	●工場・事業場から排出される大気汚染物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく、届出時等の施設設置状況の確認 ○大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく、工場・事業場への立入調査による排出基準遵守状況の監視及び指導	○			○	○	○	
	2 大気環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導	法律や市条例等に基づき、大気、ダイオキシン類等に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく届出等の審査 ●「廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づく指導	○			○	○	○	
	3 石綿(アスベスト)飛散防止対策に係る届出等の審査・指導	石綿飛散防止のため、法律や市条例に基づき、建築物等の解体等工事に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●建築物等の解体等工事における適切な作業の指導等による石綿の飛散防止対策の実施 ○大気汚染防止法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく石綿飛散防止対策に係る届出の審査・指導	○			○	○	○	
	4 発生源自動監視システムによる常時監視	窒素酸化物等の排出量が多い対象工場の測定データを、テレメータで常時監視します。	●工場・事業場から排出される大気汚染物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○総量規制基準等の遵守状況等の把握を目的とした、発生源自動監視システムによる常時監視	○			○	○	○	
	5 大気環境に係る法律や条例に基づく排出量の把握	法律、市条例の規制基準遵守状況や対策目標量等を把握するため、工場・事業場の大気汚染物質排出状況を調査します。	●工場・事業場から排出される大気汚染物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく工場・事業場に対する窒素酸化物等大気汚染物質の排出量調査の実施	○			○	○	○	
	6 大気汚染注意報発令時の対応	市民の健康被害を防止するため、注意報等発令時(光化学スモッグ注意報、PM2.5高濃度予報(注意喚起))の広報活動を実施します。	●光化学オキシダント及びPM2.5対策の実施 ○光化学スモッグ注意報発令に伴う周知・広報の実施 ○PM2.5高濃度予報(注意喚起)に伴う周知・広報の実施	○			○	○	○	
	7 ディーゼル車運行規制の検査	自動車から排出される粒子状物質の削減に向けて、県条例のディーゼル車運行規制による路上検査、ビデオ調査等を実施し、規制不適合車を使用する事業者へ指導を行います。	●ディーゼル車運行規制に基づく車両検査等の実施 ○神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づくディーゼル車運行規制による車両検査の実施及び不適合車を使用する事業者への指導	○			○	○	○	脱炭素化
	8 石綿(アスベスト)飛散防止対策に係る立入調査	石綿飛散防止のため、建築物等の解体等工事の立入調査を実施することで、監視・指導を行います。	●建築物等の解体等工事における適切な作業の指導等による石綿の飛散防止対策の実施 ○大気汚染防止法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく立入調査	○			○	○	○	
	9 民間建築物のアスベストの調査及び除去工事費の補助	アスベストの飛散による市民の健康障害の予防を図るため、建築物の所有者等が行う吹付けアスベスト含有調査及びアスベスト除去等の事業を支援します。	●アスベスト含有調査費用の補助 ●アスベスト除去等費用の補助	○			○	○	○	
	10 法律、条例等に基づく産業廃棄物に係る届出等の審査・指導	産業廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対する許認可・指導等を通じて、産業廃棄物の適正な処理を進めるとともに、産業廃棄物の排出抑制・再利用・再生利用の3Rを推進します。	●「川崎市産業廃棄物処理指導計画」に基づく施策の推進 ●排出事業者に対する3R及び適正処理の指導の実施 ●廃棄物処理業等に係る許認可、適正処理の促進 ●廃棄物処理施設設置等に係る許認可、適正処理の促進 ●廃棄物不適正処理対策の実施 ●PCB廃棄物の処理の推進	○	○	○	○	○	○	脱炭素化・資源循環
	11 騒音、振動に係る届出等の審査・指導	騒音、振動防止のため、法律や市条例に基づき、事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●騒音規制法、振動規制法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく届出等の審査・指導並びに立入調査 ○騒音規制法、振動規制法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく届出等の審査・指導	○			○	○	○	
	12 騒音、振動防止対策に係る立入調査	騒音、振動の防止対策を推進し、市民の生活環境の保全を図るため、解体工事現場等へ立入調査を実施することで、監視・指導を行います。	●騒音規制法、振動規制法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく届出等の審査・指導並びに立入調査 ○騒音規制法、振動規制法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく立入調査	○			○	○	○	

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係				地域			連携する 環境分野
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
	13 公害防止組織の整備に係る手続きの運用	特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届を受け付けるとともに、選任・届出等の指導を行います。	●大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく届出等の審査 ○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届出の審査・指導	○	○	○		○	○	○	
	14 環境情報システムの運用	公害関係法令等に基づき収集した公害関連情報を一元的に管理し、許可業務や事業者指導等に活用するとともに、法令改正への対応や業務効率の改善に向けた機能強化を図ります。	●環境情報システムの安定的な運用保守の実施 ●OSサポート終了、アップデート、法令改正等に伴う環境情報システムの改修、再構築の実施 ●法令改正等に伴う環境情報システムの一部改修の実施 ●今後の更新計画の検討	○	○	○					
<b>② 水環境に係る事業所等の監視・指導</b>											
	1 水環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査 <水質>	法律や市条例等に基づき、届出施設の設置等確認、排水基準の遵守状況の監視のため工場・事業場の立入調査を行います。	●工場・事業場から排出される水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく、届出時等の施設設置状況の確認 ○水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく、工場・事業場への立入調査による排水基準遵守状況の監視及び指導 ●工場・事業場排水の分析調査		○			○	○	○	
	2 水環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導 <水質>	法律や市条例等に基づき、水質、ダイオキシン類等に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく届出等の審査 ●水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定事業場等に対する指導の実施		○			○	○	○	
	3 土壌汚染に係る届出等の審査・指導	法律や市条例に基づき、土壌汚染に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●土壌汚染対策法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく土壌汚染対策・地下水汚染対策に関する指導・助言の実施 ○土壌汚染対策法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく、土壌汚染に係る届出の審査・指導		○			○	○	○	
	4 水環境に係る法律に基づく排出量の把握 <水質>	法律の総量規制基準の遵守状況を把握するため、工場・事業場の水質汚濁物質の排出状況を調査します。	●工場・事業場から排出される水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○水質汚濁防止法に基づく、総量規制基準監視のための汚濁負荷量の把握		○			○	○	○	
	5 下水道法令に基づく立入調査 <水質>	下水道への排水について監視する必要のある事業場に対して立入調査を行い、排水指導を継続して実施します。	●排水監視の必要な事業場への立入調査の実施		○			○	○	○	
	6 し尿・浄化槽の維持管理に係る取組	市民の生活環境の保全のため、し尿収集・浄化槽清掃作業を実施するとともに、浄化槽管理者への維持管理を指導します。	●し尿収集・浄化槽清掃作業の実施 ●浄化槽管理者への維持管理指導		○			○	○	○	資源循環
	7 汚染土壌処理業の許可申請等の審査・指導	法律に基づく汚染土壌処理業者からの申請等について適正な事業計画となるよう審査・指導を行います。	●土壌汚染対策法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく土壌汚染対策・地下水汚染対策に関する指導・助言の実施 ○土壌汚染対策法に基づく、汚染土壌処理業者からの許可申請に係る審査・指導		○			○	○	○	
	8 地盤沈下の防止に係る地下水揚水の届出等の審査・指導 <水量>	地盤沈下の未然防止のため、法律や市条例に基づき、地下水揚水に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●工業用水法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく地下水揚水に係る指導等の実施 ○「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく地下水揚水施設の届出、変更の届出等の審査・指導		○			○	○	○	
	9 地下水揚水量の把握 <水量>	法律や市条例に基づき、地盤沈下の未然防止のため、事業者の地下水揚水量を把握します。	●工業用水法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく地下水揚水に係る指導等の実施 ○地下水の過剰な揚水を防止し、地下水量を維持するため、事業者の地下水揚水量を把握		○			○	○	○	
	10 事業所地下水調査 <水質>	市条例に基づき、有害物質等を取り扱う工場・事業場の地下水調査を実施し、地下水汚染状況の監視を行います。	●汚染井戸における地下水の水質の監視 ○「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき、有害物質等を取り扱う工場・事業場の地下水汚染状況の監視		○			○	○	○	

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係				地域			連携する 環境分野
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
	11 法律、条例等に基づく産業廃棄物に係る届出等の審査・指導【再掲】	産業廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対する許認可・指導等を通じて、産業廃棄物の適正な処理を進めるとともに、産業廃棄物の排出抑制・再利用・再生利用の3Rを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「川崎市産業廃棄物処理指導計画」に基づく施策の推進</li> <li>●排出事業者に対する3R及び適正処理の指導の実施</li> <li>●廃棄物処理業等に係る許認可、適正処理の促進</li> <li>●廃棄物処理施設設置等に係る許認可、適正処理の促進</li> <li>●廃棄物不適正処理対策の実施</li> <li>●PCB廃棄物の処理の推進</li> </ul>	○	○	○		○	○	○	脱炭素化・資源循環
	12 公害防止組織の整備に係る手続きの運用【再掲】	特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届を受け付けるとともに、選任・届出等の指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水質汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく届出等の審査・指導</li> <li>○「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づく特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届出の審査・指導</li> </ul>	○	○	○		○	○	○	
	13 環境情報システムの運用【再掲】	公害関係法令等に基づき収集した公害関連情報を一元的に管理し、許認可業務や事業者指導等に活用するとともに、法令改正への対応や業務効率の改善に向けた機能強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境情報システムの安定的な運用保守の実施</li> <li>●OSサポート終了、アップデート、法令改正等に伴う環境情報システムの改修、再構築の実施</li> <li>●法令改正等に伴う環境情報システムの一部改修の実施</li> <li>●今後の更新計画の検討</li> </ul>	○	○	○					
<b>③ 大気環境に係るモニタリングの実施</b>											
	1 大気環境の監視	法律に基づき、一般環境大気測定局(9局)、道路沿道に設置している自動車排出ガス測定局(9局)で大気汚染物質を常時監視し、環境基準等の達成状況等を確認します。 また、有害大気汚染物質及びダイオキシン類についても、常時監視調査を実施し、環境基準等の達成状況等を確認します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大気汚染防止法に基づく二酸化窒素、PM2.5、ベンゼン等の常時監視の実施</li> <li>●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気の常時監視の実施</li> </ul>	○		○		○	○	○	
	2 光化学オキシダントに係る監視	光化学オキシダントの原因物質の削減効果を把握するため、NOxと非メタン炭化水素(VOCの一種)について、常時監視を行うとともに、光化学オキシダントが高濃度となる4月から10月までのデータ解析を行います。また、国の新指標についても把握します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大気汚染防止法に基づく光化学オキシダント等の常時監視の実施</li> <li>●光化学オキシダント対策の実施</li> <li>○光化学オキシダントの原因物質であるNOx、非メタン炭化水素の常時監視及びデータ解析</li> <li>○光化学オキシダントの高濃度域に着目した国の新指標による長期的な傾向の把握</li> </ul>	○				○	○	○	
	3 酸性雨の環境調査	酸性雨の状況を把握するため、pH等の測定を実施します。	●酸性雨の実態調査の実施	○				○			
	4 土壌浄化モデル施設の性能把握	沿道の大気環境の改善を図るために設置した土壌による大気浄化システムについて二酸化窒素等の除去率の調査を行い、施設を効率的に稼働します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ディーゼル車運行規制等の大気汚染対策の実施</li> <li>○大気中の二酸化窒素等の除去率把握のための調査実施</li> </ul>	○				○			
	5 石綿(アスベスト)の大気中濃度調査	大気中の石綿濃度を把握するため、測定を実施します。	●一般環境大気中の石綿濃度実態調査、建築物の解体工事等に伴う大気中の石綿濃度調査の実施	○				○	○	○	
	6 騒音、振動の監視	法律や市条例に基づき、一般環境の騒音測定、自動車騒音、振動の実態調査を行い、環境基準の達成状況等を確認します。また、中原区・麻生区付近の航空機騒音の実態把握のため、騒音レベルを継続的に監視します。	●騒音規制法、振動規制法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく環境基準適合状況調査及び実態調査	○				○	○	○	
<b>④ 水環境に係るモニタリングの実施</b>											
	1 河川、海域の水質調査 <水質・水量>	法律等に基づき、河川、海域の水質環境基準項目等について常時監視し、環境基準の適合状況を評価します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水質汚濁防止法に基づく公共用水域(河川・海域)の水質の常時監視の実施</li> <li>●河川・海域における水質調査等の実施</li> <li>○河川、海域の水質環境基準適合状況の評価</li> <li>○海域沖合部のCODの濃度推移の把握</li> <li>○河川の流量調査</li> <li>●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく河川、海域の水質及び海域の底質の常時監視の実施</li> </ul>	○				○	○	○	自然共生
	2 地下水質の監視 <水質>	法律等に基づき、地下水質調査を実施し、地下水の水質の状況を把握します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水質汚濁防止法に基づく地下水の水質の常時監視の実施</li> <li>●水質汚濁防止法に基づく地下水の状況把握のための水質調査及び汚染井戸の監視の実施</li> <li>○市計画に基づく、地下水の水質調査</li> <li>●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく地下水の水質及び土壌の常時監視の実施</li> </ul>	○				○	○	○	
	3 精密水準測量による地盤沈下量の監視 <水量>	精密水準測量により、水準点の標高を年1回測定し、地盤沈下の状況を監視します。	●精密水準測量による水準点での地盤高の観測	○				○	○	○	



施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係				地域			連携する 環境分野
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
	4 川崎港底質調査 <水質>	東京湾の水質汚濁の要因となる底質の汚染状況について、東京湾岸の自治体が連携して測定を行います。	●河川・海域における水質調査等の実施 ○東京湾の水質汚濁の要因調査に向けた川崎港の底質の調査の実施	○					○		
	5 地下水塩水化調査 <水量>	過剰な揚水による地下水の塩水化の状況を把握するため、塩水化調査を実施します。	●地下水塩水化調査の実施 ○川崎市、幸区の地下水水位観測用井戸における地下水の塩水化調査の実施	○					○		
	6 地盤沈下観測所における地下水水位及び地層変動量の監視 <水量>	地下水の過剰な揚水による地盤沈下の未然防止を図るため、観測用井戸の水位、地層変動量を常時監視します。	●地盤沈下観測所における地下水水位及び地盤沈下量の観測 ○市内の地下水水位観測用井戸における地下水水位の常時監視 ○川崎区の地盤沈下観測所における地層変動量の常時監視	○					○	○	○
	7 水道衛生関係施設の衛生確保	環境衛生関係施設の監視指導や自主管理の推進に取り組み、健康で快適な生活環境を確保します。	●「環境衛生・水道衛生監視指導計画」に基づく監視指導等の実施 ○飲料水供給施設の設置者等による自主管理の推進 ○災害用選定井戸の水質検査の実施	○					○	○	○
<b>⑤ 苦情相談及び緊急時等への対応</b>											
	1 騒音、振動に係る苦情相談対応	騒音、振動に係る苦情相談に対して、適宜現地調査を行った上で、法律や市条例に基づき、適切に対応を行います。	●騒音、振動に関する苦情相談に対する実態把握と適切な対応	○					○	○	○
	2 悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談対応	悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談に対して、適宜現地調査を行った上で、法律や市条例に基づき、適切に対応を行います。	●悪臭防止法、大気汚染防止法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく工場、事業所の監視及び排出低減に向けた指導 ○悪臭防止法、大気汚染防止法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく悪臭、ばい煙、粉じん等の苦情相談対応及び現地調査の実施 ●広域悪臭対策の実施	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 事故時の対応	大気汚染物質の漏洩や水質事故などに関係機関と連携して現地調査を行った上で、法律や市条例に基づき、適切に対応を行います。	●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に定める事故時の措置に基づく対応 ●事故時における有害物質流出防止に備えた取組 ○水質事故の通報に対する、関係機関と連携した現地調査 ●事故・苦情に伴う異常水質事故調査 ○異常水質事故検体の分析	○	○	○	○	○	○	○	○
	4 災害時の対応	災害時協定等に基づき災害時の環境調査等に迅速に対応するなど、災害時における有害物質等の漏洩・流出防止に備えた取組を推進します。 また、平時において、法律や市条例等に基づき、大気汚染物質や水質汚濁物質等について、工場・事業場の立入調査等を実施し、施設が適正に管理されていることを確認します。	●災害時における有害物質流出防止に備えた取組 ○災害時協定に基づいた協働連携の推進 ○有害物質等の漏洩・流出に係る対応マニュアルの充実 ●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく、工場・事業場への立入調査等による排出基準遵守状況の監視及び施設の適正な管理に向けた指導 ○庁内外関係機関(部署)や事業所と連携した取組の推進	○	○	○			○	○	○
	5 放射線の安全推進に係る取組	「川崎市東日本大震災に伴う放射性物質に関する安全対策指針」に基づき、モニタリング結果の情報を発信することなどにより、安全・安心な市民生活を確保します。	●環境中の放射性物質モニタリングの実施及び結果の公表 ●放射線測定器の貸出しの実施	○					○	○	○
<b>⑥ 大気や水などの生活環境保全に係る取組の実施</b>											
	1 水処理センターの高度処理化の推進 <水質>	これまでの下水処理に加え、赤潮などの原因となる窒素やリンの排出量を削減できるよう、水処理センターの高度処理化を推進します。	●水処理センターの高度処理化の推進	○					○	○	○
	2 合流式下水道の改善の推進 <水質>	合流式下水道による公共用水域の水質汚濁を防止するため、貯留管の整備や遮集幹線の能力増強に向けた整備などを推進します。	●合流式下水道の改善目標達成に向けた取組の推進	○					○	○	
	3 下水道利用の促進 <水質>	未普及地域の解消に向けた取組を推進します。	●未普及地域の解消に向けた取組の推進	○					○	○	
	4 河川改修事業の推進	平瀬川支川において、多自然川づくりを進め、都市環境の向上と良好な水辺空間の形成を図ります。	●平瀬川支川河川改修事業の推進	○					○	○	脱炭素化・自然共生

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係				地域			連携する 環境分野	
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部		
	5 水処理センターの水質管理 <水質>	水処理センターで適正な水質管理を実施することで、良好な放流水質を確保します。	●水処理センターでの適正な水質管理の実施		○				○	○	○	
	6 環境に配慮した河川・水路の維持補修 <水辺地>	河川・水路の適切な維持補修を行うことにより、水害の防止と環境の保全に取り組み、市民の安全を守ります。	●河川・水路の維持補修		○					○	○	脱炭素化・ 自然共生
	7 環境放射能調査	川崎市地域防災計画に基づき、市内の放射能関連施設周辺等の放射線量を調査します。	●放射能関連施設周辺等の環境放射能に係るモニタリング調査の実施	○	○				○		○	
	8 健康調査に係る取組	地域人口集団の健康状態と大気汚染との関連を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために委託調査等を実施します。	●環境保健サーベイランス調査の実施 ●光化学スモッグ健康被害対応の実施 ●公害防止調査研究の実施		○				○	○	○	
	9 公害健康被害に係る補償給付及び支援	公害健康被害被認定者に各種補償費を給付します。また公害健康被害被認定者に対して必要なバス乗車券(証)を交付し、空気清浄機の購入費補助を実施します。	●公害健康被害被認定者に各種補償費給付の実施 ●公害健康被害被認定者に対し通院に係るバス乗車券(証)交付の実施 ●公害健康被害被認定者への空気清浄機購入費補助の実施		○				○	○	○	
	10 公害健康被害の予防に係る取組	気管支ぜん息を主とするアレルギー疾患患者(児)、及びアレルギー素因保有児童とその保護者等に対する健康回復・増進、予防知識・自己管理の普及等のため、運動プログラムを取り入れた事業や、相談事業、講演会等を実施することにより、療養上有効となる保健指導や正しい予防知識の普及等の取組を進めます。	●公害健康被害予防事業の実施		○				○	○	○	
	11 健康の回復と福祉の増進に係る取組	成人の気管支ぜん息に係る医療費の一部を助成することにより、健康の回復と福祉の増進を図ります。	●他の医療費助成制度や他のアレルギー疾患との整合性・公平性等を踏まえた制度のあり方の検討		○				○	○	○	
	12 児童福祉の増進に係る取組	小児ぜん息患者に対し、医療費を支給することにより、児童福祉の増進を図ります。	●小児ぜん息患者へ医療費の一部を支給		○				○	○	○	

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

※具体的取組にある<水量><水質><水生生物><水辺地>は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係				地域			連携する 環境分野	
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部		
<b>II 安心で快適な環境を共に創る</b>												
<b>II-1 環境配慮意識の向上</b>												
<b>① 大気や水辺に親しむ取組の推進</b>												
	1 水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上 【リーディングプロジェクト】	より良い水環境をめざすため、市民が河川などの水辺に親しむ機会を創出することで、水環境への配慮意識の向上を図ります。	●環境配慮意識の向上に向けた取組の推進 ○市民参加による水辺の親しみやすさ調査の実施 ○調査結果を活用した情報発信  ●水環境の保全に係る取組の推進 ○水辺の親しみやすさ調査を活用した水環境の評価	○	○	○	○	○			自然共生	
	2 水辺に親しめる河川環境整備の推進 ＜水辺地＞	河川・水路について、環境に配慮した都市景観の形成や賑わいというおおいのあるまちづくりの一環として、親水空間の整備を進めます。	●河川環境整備事業の推進	○				○			脱炭素化・ 自然共生	
	3 水環境に係る調査及び普及啓発(河川の生物調査など) ＜水生生物＞	市内河川、河口干潟、人工海浜、その他、市内の池や湧水地などにおける水質測定や生物の生息状況の調査を行います。また、水辺に親しみ、生物多様性を保全するため、希少種や外来種を含めた水生生物の生息状況を広く情報発信します。	●河川・海域における水質・生物調査等の実施 ●水環境の保全及び生物多様性に係る調査研究の実施 ○市内の生物モニタリング調査の継続と、市内水域や親水施設等での生物生息調査等の実施	○		○	○	○	○		自然共生	
	4 大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進	大気をより身近に感じてもらうため、視程調査等の新たな環境調査手法を展開していく取組を推進します。	●大気環境の保全に係る取組の推進 ○視程調査ガイドブックの作成・充実 ○視程調査結果の収集・解析	○			○	○	○	○		
	5 湧水地の保全に向けた普及啓発 ＜水量・水生生物・水辺地＞	市内の水源であり、貴重な生物の生息地でもある湧水地の保全に向けた普及啓発を図ります。	●市で整備した湧水地における調査及び維持管理 ○整備した湧水地の保全に係る現地案内板及びホームページによる普及啓発	○				○	○	○	自然共生	
	6 川崎港の生物調査及び普及啓発 ＜水生生物＞	川崎港における生物調査を行い、水質と生物生息状況を把握するとともに、市民の水環境への関心を高めるため、川崎港の生物の情報発信を行います。	●海域における水質・生物調査等の実施 ○川崎港における水生生物調査の実施 ○リーフレット、ホームページを活用した情報発信	○				○	○		自然共生	
	7 生物多様性の保全の推進 ＜水生生物＞	「生物多様性かわさき戦略」に基づき、生物多様性への配慮意識の向上や地域に息づく生き物の生息生育環境の保全、生き物などの情報収集・発信の取組を推進します。	●「生物多様性かわさき戦略」に基づく取組の推進	○	○	○	○	○	○		脱炭素化・ 自然共生	
<b>② 環境教育・環境学習の推進</b>												
	1 環境シビックプライドの醸成による環境配慮行動の促進 【リーディングプロジェクト】	自ら進んで環境配慮行動をおこせる人材を育成するため、川崎市が環境改善を図ってきた歴史や、現在の川崎市の環境について伝える機会を増やすことにより、環境シビックプライドの醸成を図ります。	●環境配慮意識の向上に向けた取組の推進 ○市内の小学校等での出前授業の実施 ○出前授業コンテンツの整理及び周知 ●大気・水環境の保全に係る取組の推進 ○実施効果の把握及び授業内容の更新 ●研究所の調査研究事業を活かしたイベント等の開催、情報発信 ●機材の貸出や教材提供等を通じた地域における環境学習の支援 ●市民や学校、研究機関協議会等との連携による普及啓発の推進 ○各種イベント等への出展 ●キングスカイフロント内の近隣企業等との連携推進	○	○			○	○	○	○	脱炭素化・ 自然共生
	2 水辺に親しむイベント等の実施 ＜水質・水生生物・水辺地＞	市民との協働や流域自治体との連携により、環境学習や体験活動の取組を進め、さまざまな機会を通して水辺の魅力を発信します。	●市内3校の水辺の楽校活動支援、川の安全教室及び丸子の渡しイベント等の実施 ●環境配慮意識の向上に向けた取組の推進 ○水環境体験教室の開催 ○多摩川教室への出展 ●水環境の保全に係る取組の推進 ○水辺の親しみやすさ調査を活用した水環境の評価	○				○	○	○	○	自然共生
	3 地域環境リーダーの育成	持続可能な社会の構築と脱炭素社会の実現に向けた人材育成のため、環境配慮行動を促すしくみの基盤となる環境教育・学習の取組を地域全体で推進します。	●大人向け環境教育・学習の推進に向けた取組として地域環境リーダー育成講座を開催	○	○	○	○	○	○	○	○	脱炭素化・ 自然共生・ 資源循環
	4 「エコシティたかつ」推進事業の取組 ＜水生生物＞	学校ビオトープ等を活用した環境学習、水・緑・生き物の調査や間伐体験等を通し身近な森の再生過程を学習する機会の提供を図ります。	●区内市立小学校等への環境学習支援の実施	○				○				脱炭素化・ 自然共生

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係				地域			連携する 環境分野
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
<b>③ 効果的な情報発信の推進</b>											
1	多様な世代に合わせた情報発信	大気・水環境分野についての市民実感の向上をめざして、効果的な情報発信を推進します。また、環境総合研究所の研究成果についてSNS、インターネットなどを通じて市民、事業者等へ情報を発信し、環境問題への関心や理解、環境配慮意識の向上につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境配慮意識の向上に向けたICT等を活用した情報発信の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>○公害の歴史や環境の取組等に係る情報発信</li> <li>○市政だより等の紙媒体による情報発信</li> <li>○大気・水環境分野についてSNS等による情報発信</li> </ul> </li> <li>●研究所の調査研究事業を活かしたイベント等の開催、情報発信 <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境セミナー等の開催</li> <li>○Twitterによる配信</li> </ul> </li> <li>●環境技術情報の収集・発信 <ul style="list-style-type: none"> <li>○LISE1階アーカイブスペースを用いた情報発信</li> <li>○環境技術情報ポータルサイトを用いた情報発信</li> </ul> </li> </ul>	○	○	○	○	○	○	○	
2	地域ごとの取組や環境データの情報発信	地域の状況や取組を容易に把握できるよう、地域ごとの取組や環境データの公表・提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●常時監視測定結果等の情報提供</li> <li>●河川・海域における水質等の評価と生物の生育状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域ごとの取組や環境データの公表・提供</li> </ul> </li> <li>●大気・水環境の保全に係る取組の推進</li> <li>○市ホームページでの環境情報の提供</li> </ul>	○	○	○	○	○	○	○	
3	情報発信等による次世代自動車の普及促進	自動車に関する地球温暖化対策を推進するため、情報発信等による次世代自動車の普及に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●最新規制適合車や低公害車の普及促進に向けた導入補助制度の運用</li> <li>●脱炭素戦略を踏まえた情報発信等による次世代自動車の普及促進</li> <li>●ディーゼル車のZEV化の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>○民間事業者と連携したEVの普及拡大に向けた取組</li> </ul> </li> <li>●公用車への次世代自動車導入の推進</li> </ul>	○							脱炭素化
4	自転車の活用に向けた取組の推進	安全・快適に利用できる移動環境の充実に向けたシェアサイクルの推進に加え、環境負荷の低減等にも寄与する身近な自転車の活用の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●シェアサイクルの本格運用による取組の推進</li> <li>●広報啓発等を通じた環境負荷の低減に寄与する取組の推進</li> </ul>	○							脱炭素化
5	市民・事業者が利用しやすいデータの構築・提供	環境調査結果等のデータをCSV等の利用しやすい形で提供(オープンデータ化)します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川・海域における水質等の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>○市ホームページ等での環境データの提供</li> </ul> </li> <li>●大気・水環境の保全に係る取組の推進【再掲】</li> <li>○市ホームページでの環境情報の提供</li> <li>●常時監視測定結果等の情報提供【再掲】</li> </ul>	○	○	○	○	○	○	○	
6	生活排水対策等の推進 <水質>	生活排水による水質汚濁を防止するため、市民、事業者に普及啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水環境の保全に係る取組の推進</li> <li>○リーフレットを活用した市民、事業者への普及啓発</li> </ul>		○				○	○	
7	平常時の河川流量維持に向けた普及啓発 <水量>	平常時の河川流量を維持するため、市民、事業者等に雨水浸透ます設置の普及啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●雨水浸透の取組の推進</li> <li>○ホームページを活用した市民、事業者への普及啓発</li> </ul>		○		○				脱炭素化
8	水洗化率向上に向けた取組 <水質>	公共下水道への接続に向けた指導を行い、水洗化率の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ウェブサイト、パンフレット等による広報</li> <li>●助成・融資あっせん制度の活用</li> <li>●戸別訪問による説明・勧奨</li> </ul>		○				○	○	
9	川崎港の魅力発信の推進 <水辺地>	港の果たす役割を市民に理解してもらうため、関係団体と連携し、川崎みなと祭りなど各種イベントを実施し、川崎港の振興を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●川崎みなと祭り、ビーチバレーボール川崎市長杯等の開催</li> <li>●港湾緑地をはじめとする川崎港の魅力向上に向けた取組の実施</li> </ul>		○				○	○	
10	農地の保全及び活用の推進 <水量>	多面的な機能を持つ農地の保全を図るほか、市民が農業へ親しみ理解を深めるため、農業情報の発信等を行い、農地の活用を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生産緑地地区の指定の推進による都市農地の保全</li> <li>●大震災時に一時避難所として利用される市民防災農地の確保</li> <li>●里地里山の整備・管理、里地里山等利活用実践活動による人材育成</li> <li>●グリーン・ツーリズムの普及・啓発の推進</li> <li>●大型農産物直売所「セレスモス」と連携した都市農業の振興</li> </ul>		○				○	○	自然共生

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

※具体的取組にある<水量><水質><水生物><水辺地>は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係				地域			連携する 環境分野
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
<b>II-2 多様な主体との協働・連携</b>											
<b>① 市民協働・連携の取組</b>											
	1 市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進 【リーディングプロジェクト】	様々な年代の市民や事業者など多様な主体と連携して行うワークショップ等を通じ、大気や水などの環境への関心を高めるとともに、市民参加の促進を図ります。	●多様な主体との協働・連携の推進 ○様々な年代の市民や事業者など多様な主体と連携したワークショップ等の実施	○	○	○	○	○	○	○	自然共生
	2 市民参加型の大気を身近に感じる機会の創出 【リーディングプロジェクト】	大気環境について関心を持ってもらうため、市民参加型の環境調査を実施し、市民協働・連携の推進を図ります。	●多様な主体との協働・連携の推進 ○市民の視程調査への参加促進 ●大気環境保全に係る取組の推進【再掲】 ○視程調査ガイドブックの作成・充実 ○視程調査結果の収集・解析	○			○	○	○	○	
	3 緑のボランティアなどの活動支援 <水量>	花や緑に囲まれたまちを目指し、地域緑化推進地区への花苗等の提供や緑のボランティアなどへの活動支援、緑化推進重点地区計画に基づく市民や企業等との協働による緑化の推進などを通じて都市緑化を推進します。	●地域緑化推進地区の認定と活動支援 ●緑の活動団体の活動支援 ●緑化推進重点地区計画に基づく緑化の推進				○	○	○	○	脱炭素化・ 自然共生
	4 ごみの減量化・資源化の推進に向けた取組	ごみの減量化・資源化を推進するために、市民、町内会・自治会、川崎市廃棄物減量指導員、関係事業者等と連携し、普及啓発・環境学習及び市民参加の取組を進めます。	●ごみゼロカフェの実施 ●出前ごみスクールの実施 ●ふれあい出張講座の実施 ●資源物とごみの分別アプリの普及	○				○	○	○	資源循環
	5 エコシティ形成に向けた連携・推進 <水量>	地球温暖化等に対する取組を、地域レベルにおいて多様な主体との連携により推進し、持続可能な社会(エコシティ)の形成をめざします。	●エコシティたかつ推進会議の開催 ●各種普及啓発活動の実施				○			○	脱炭素化・ 自然共生
	6 河川等の維持管理に係る協働・連携 <水量・水生生物・水辺地>	「ニヶ領用水総合基本計画」に基づき、河川維持管理、特に樹木においては、地元ボランティア団体との協働により、清掃等を実施します。	●地元ボランティア団体との協働による清掃活動等				○			○	脱炭素化・ 自然共生
	7 市民150万本植樹運動	ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上等に向け、市民・事業者との協働により、令和6年度までに市民一人一人本運動を展開し、150万本の植樹を目指します。	●市民や事業者との協働による取組の推進				○	○	○	○	脱炭素化・ 自然共生
	8 緑化協議による緑のまちづくりの推進 <水量>	「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」等に基づく緑化協議及び「都市計画法」や「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」等関係法令に基づく公園・緑地等に関する協議を行い、緑豊かなまちづくりの取組を推進します。	●緑化協議の実施 ●総合調整条例等に基づき設置される公園等に関する協議の実施 ●緑化指針に基づく取組の推進				○			○	脱炭素化・ 自然共生
	9 里地・里山環境の次世代継承へ向けた取組 <水量>	市民・企業・教育機関・ボランティア団体等との協働により、市内に残された緑地・里地里山環境を次世代に継承していきます。	●「黒川地区緑地保全活用基本計画」に基づく取組の推進 ●市民等との協働による緑地の保全・活用				○			○	自然共生
	10 「農」にふれる場づくりの推進 <水量>	市民が「農」にふれる場づくりを推進するため、川崎市市民農園を運営するとともに、農業者が開設する市民ファーム農園や農作業の指導を行う体験型農園について制度の普及・啓発を行います。	●市が開設から運営まで行う市民農園の効率的な管理運営 ●従来型の市民農園から利用者組合が管理運営を行う地域交流農園への普及支援 ●農業者が開設する市民ファーム農園や農作業の指導を行う体験型農園の普及支援				○			○	脱炭素化・ 自然共生
<b>② 広域連携等の推進</b>											
	1 他自治体連携による取組	広域的な大気環境の課題を解決するために、九都県市首脳会議等の近隣自治体との連携を強化し、各種調査や普及啓発等の取組を実施します。 (神奈川県公害防止推進協議会、九都県市首脳会議大気保全専門部会、六大都市自動車技術評価委員会、関東地方大気環境対策推進連絡会等)	●広域連携による大気環境の保全に係る取組の推進 ○近隣自治体と連携した光化学オキシダント及びPM2.5対策の推進に向けた取組 ●近隣自治体の研究機関等との共同調査・研究の実施(PM2.5、光化学オキシダント等) ●最新規制適合車や低公害車の普及促進に向けた取組の推進 ○自動車排ガス中の窒素酸化物等の低減に向けた国や関係自治体、事業者等との連携 ●国や近隣自治体と連携した次世代自動車の普及促進・導入支援	○				○	○	○	脱炭素化
	2 国、自治体等が連携した東京湾の環境調査 <水質・水生生物>	東京湾再生への関心を高め、水質環境の把握、汚濁メカニズムの解明等を目的として、国、東京湾岸の自治体が連携し、企業、市民団体の参加を募り、東京湾岸域で一斉調査を実施します。	●広域連携による水環境の保全に係る取組の推進 ○東京湾環境一斉調査への参加 ○企業、市民団体との連携強化				○		○	○	

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係				地域			連携する 環境分野	
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部		
	3 新多摩川プランにおける市民や流域自治体との協働・連携	多摩川の魅力向上のため、市民や流域自治体等との協働・連携による取組を推進します。	●「新多摩川プラン」に基づく事業の推進 ●多摩川流域懇談会等における協働・連携による取組の実施	○			○	○	○	○	○	脱炭素化・ 自然共生
	4 緑と水の保全・再生・創出・活用の推進	多摩・三浦丘陵の緑と水の保全・再生・創出・活用について関係する自治体と連携して検討・推進するため、会議やイベントを開催するとともに、広域連携プラットフォームの形成による取組を推進します。	●「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」の開催 ●多摩・三浦丘陵の魅力を発信するイベントの開催 ●広域連携プラットフォームの形成による取組の推進	○					○	○		自然共生
	5 鶴見川流域水協議会の取組<水量>	鶴見川流域における水循環に係る課題の解決を目指して、流域の自治体等で構成された協議会で連携して対応します。	●広域連携による水環境の保全に係る取組の推進 ○施策ごとに目標期間を設定したアクションプランを策定し、市民、行政が連携・協働を図りながら取組を推進	○			○			○		脱炭素化
	6 国・地方研究機関等との共同研究による取組等	大気汚染物質、水質、水生生物等について、国立環境研究所、地方環境研究所等多様な主体と連携した共同研究を実施します。	●大気環境に係る近隣自治体等の研究機関との共同調査・研究の実施 ●水環境に係る国立環境研究所、地方環境研究所等多様な主体と連携した共同研究の実施 ●国及び地方自治体等との環境中の化学物質に関する共同研究の実施 ●キングスカイフロント内の近隣企業等との連携推進【再掲】	○	○	○			○	○	○	
	7 交通の事業者等連携	自動車に係る環境問題の解決に向け、事業者、市民、関係団体及び関係行政機関が相互の連携のもと、地域環境対策及び地球温暖化対策を総合的に推進します。	●最新規制適合車や低公害車の普及促進に向けた取組の推進 ○自動車排ガス中の窒素酸化物等の低減に向けた国や関係自治体、事業者等との連携【再掲】 ○産業道路クリーンライン化事業等による交通環境対策の取組推進 ○交通量削減に向けた再配達抑制等の取組の検討	○					○	○	○	脱炭素化
	8 環境の保全に関する協定の適正な運用(災害時協定含む)	災害時協定を含めた、事業者との協定を適正に運用します。	●災害時における有害物質流出防止に備えた取組【再掲】 ○災害時協定に基づいた協働連携の推進 ●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○事業者との協定に基づく適正な対応	○	○	○	○	○	○	○	○	
	9 脱炭素等新たな課題に関する調査研究(環境中のプラスチック廃棄物などに係る調査研究など)	環境中のプラスチック廃棄物など、新たな課題に関する調査研究を実施します。	●環境技術産学公民連携共同研究事業の推進 ●共同研究事業に関する情報発信	○	○	○			○	○	○	脱炭素化・ 自然共生・ 資源循環
<b>③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進</b>												
	1 国際的な環境保全活動への支援・連携	川崎の優れた環境技術による国際貢献の推進及び環境技術情報を収集・発信します。	●インドネシア共和国バンドン市をはじめとする、環境課題を有する海外都市との都市間連携 ●国際連合環境計画(UNEP)との連携 ○川崎国際エコビジネスフォーラムの開催 ●環境技術情報の収集・発信	○	○						○	脱炭素化・ 資源循環
	2 環境関連ビジネスの創出及び海外展開の支援	市内企業の新たな環境関連ビジネスの創出や国際的なビジネスマッチングの場を提供するとともに、環境関連の多様な主体によるネットワーク組織であるグリーンイノベーションクラスターを通じて、環境産業の発展や国際競争力の強化を図ります。	●環境関連ビジネスの創出や国際的なビジネスマッチングに向けた場の提供 ●グリーンイノベーションクラスターによるプロジェクトや環境ビジネスの創出支援	○	○	○						脱炭素化・ 資源循環
	3 海外視察等の受入	海外視察等の受入れにより、国際機関、海外都市等とのネットワークを構築します。	●JICA、IGES等の国際・研究機関との連携 ●インドネシア共和国バンドン市をはじめとする、環境課題を有する海外都市との都市間連携【再掲】	○	○				○			脱炭素化・ 資源循環
	4 グリーンイノベーション・国際環境施策の推進	脱炭素社会の実現に向けて、本市の強みと特徴である環境技術・産業の集積を活かした「環境」と「経済」の調和と好循環の取組をより一層推進することで、グリーンイノベーションを促進していきます。	●グリーンイノベーションの創出に向けた研究会等の開催 ●グリーンイノベーションに関する情報発信 ●金融機関と連携したガイドブックの運用及びグリーンファイナンス促進に向けたフォーラム等の開催 ●環境規制のワンストップ窓口の構築による事業者支援の実施	○	○				○			脱炭素化
	5 上下水道分野における国際展開の推進	水関連企業の海外展開支援や上下水道分野の技術協力等を通じて、世界の水環境改善への貢献に向けた国際展開を推進します。	●かわさき水ビジネスネットワークを通じた水関連企業の海外展開支援の推進 ●JICA等を通じた専門家派遣や研修生・視察者受入の推進による川崎の上下水道技術の世界への発信		○							脱炭素化

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

※具体的取組にある<水量><水質><水生生物><水辺地>は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係				地域			連携する 環境分野
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
<b>II-3 事業者の自主的な取組の促進</b>											
<b>① 交通環境配慮行動の促進</b>											
	1 次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者との連携による取組【リーディングプロジェクト】	大気環境中の二酸化窒素濃度等の低減や脱炭素社会の実現に向けて、インフラ環境の整備を推進することにより、次世代自動車の普及を促進します。	●EV等の次世代自動車の普及促進に向けた取組の推進 ○次世代自動車のインフラ整備促進に向けた支援・調整等の実施 ○国や近隣自治体と連携した普及促進・導入支援の実施	○				○	○	○	脱炭素化
	2 EVカーシェアリングを活用した交通行動変容に向けた取組【リーディングプロジェクト】	EVカーシェアリングを広めることで、自動車利用時のEV選択率の向上を図ります。	●EV等の次世代自動車の普及促進に向けた取組の推進 ○EVカーシェアリングの事業性に係る実証 ○EVカーシェアリングの社用車等への導入に向けた取組の推進 ○建築物環境配慮制度を活用した普及促進	○				○	○	○	脱炭素化
	3 市バス車両の脱炭素に向けた取組の推進	ハイブリッドバスの導入等、市バス車両の脱炭素に向けた取組を推進します。	●ハイブリッドバスの導入等による環境対策の推進	○				○	○	○	脱炭素化
	4 エコ運搬制度の運用	貨物自動車等から排出される大気汚染物質及びCO2削減のため、市条例に基づき、市内の荷主・荷受人が主体となって運送事業者等に対し環境に配慮した運搬の要請を行うエコ運搬制度を推進します。	●エコ運搬制度による自動車環境対策の推進 ○「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく要請実施状況等に関する報告等の審査・指導等 ○「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく立入調査の実施 ○社会状況の変化に対応した制度の見直し・運用	○				○	○	○	脱炭素化
	5 エコドライブの普及促進	自動車から排出される大気汚染物質及びCO2の削減のため、かわさきエコドライブ宣言登録制度により、市民や事業者に対し、エコドライブの普及啓発を行います。また、講習会等によりエコドライブの普及促進を行います。	●エコドライブの推進に向けた講習会や啓発事業の実施 ○かわさきエコドライブ宣言登録制度の運用 ○エコドライブ講習会の実施 ○リーフレット等による普及啓発の実施	○				○	○	○	脱炭素化
	6 交通量・交通流対策の推進	自動車交通量の削減及び交通混雑の改善のため、関係機関と連携して、迂回経路への誘導や環境レーンの取組等についての啓発活動を実施します。	●事業者の交通行動変容に向けた普及啓発の実施 ○迂回経路への誘導(環境ロードプライシング)の周知・広報 ○沿道環境に配慮した環境レーンの周知・広報	○				○	○	○	脱炭素化
	7 市バスネットワークの形成	利用実態や走行環境の変化、市のまちづくりに対応した運行を行い、市バスネットワークの維持を図ります。	●利用実態を踏まえた運行計画の見直し	○				○	○	○	
	8 路線バスネットワークの形成に向けた取組の推進	バス事業者と連携し、路線バスネットワークの形成とサービス向上に向けた取組を推進します。	●効率的・効果的な路線バスネットワークの形成に向けた取組の推進	○				○	○	○	脱炭素化
	9 都市計画道路等の整備	幹線道路は、「道路整備プログラム」に基づき、客観的な指標を用いて整備効果の高い道路を選定し、「選択と集中」による効率的・効果的な整備を進めます。	●「道路整備プログラム」に基づく計画的な整備の推進	○				○	○	○	脱炭素化・自然共生
	10 鉄道ネットワークの機能強化に向けた取組の実施	広域的な鉄道ネットワークの機能強化に向け、各鉄道計画に関する検討・調整や、鉄道の輸送力増強や輸送サービスの改善の促進等を行います。	●鉄道事業者や他自治体等と連携した鉄道ネットワークの形成に向けた取組の推進	○				○	○	○	脱炭素化
<b>② 事業者の自主的な取組の支援</b>											
	1 工場・事業場の自主的な取組を促す取組の推進(環境行動事業所認定制度の運用)	環境保全に関する配慮を積極的に実施している事業所が、ある一定の基準を満たしている場合、事業所からの申請により環境行動事業所に認定します。	●「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく届出等の審査 ○環境行動事業所の取組や成果についての広報	○	○	○		○	○	○	脱炭素化
	2 揮発性有機化合物(VOC)等排出削減に向けた取組の推進(事業者等の排出状況の把握及び自主的な削減取組の支援)	光化学オキシダント等の原因物質であるVOCについては、事業者の自主的な削減取組を促進するため、工場・事業場のVOC排出状況を把握し、VOC削減に向けた支援及び普及啓発を実施します。また、有害大気汚染物質等の排出抑制の自主的な取組を促進するため、工場・事業場周辺の排出実態調査を行います。	●事業者の自主的な取組支援など、光化学オキシダント及びPM2.5対策の実施 ○事業者に対する、VOC排出対策に関するアドバイスやVOC濃度測定等の支援 ○事業者及び市民へのVOCの削減手法等の普及啓発の実施 ○VOC排出推計結果等を活用した削減物質の情報発信 ○庁内等におけるVOC削減の推進 ●工場・事業場周辺の有害大気汚染物質等の排出実態調査及び排出抑制の自主的な取組の促進	○				○	○	○	
	3 中小企業への円滑な資金供給等の推進	市信用保証協会や取扱金融機関との連携による間接融資制度の実施により、中小企業者等の資金調達の円滑化を図ります。	●中小企業者等への安定的な資金供給 ●中小企業者等の資金調達の支援	○	○	○		○	○	○	
	4 脱炭素化に向けたエコ化支援の推進	脱炭素社会の実現に向けて、市内中小規模事業者を対象にエコ化支援補助を実施します。	●市内中小規模事業者を対象としたエコ化支援補助の実施	○				○	○	○	脱炭素化

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係				地域			連携する 環境分野
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
	5 環境負荷低減行動計画書の適正な運用	一定規模以上の指定事業所による環境への負荷を低減するため、環境負荷低減行動計画の策定と実施を事業者へ指導します。	●「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく届出等の審査 ○事業者への環境負荷低減行動計画策定の指導及び助言	○	○	○		○	○	○	脱炭素化・資源循環
	6 環境配慮型の施設導入に向けた支援	中小企業者による公害発生防止又は環境負荷低減等の取組を促進する支援を行います。	●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○中小企業者に対する融資制度、助成金等の情報提供	○	○	○		○	○	○	脱炭素化
	7 中小製造業の操業環境の整備・改善の推進	がんばるものづくり企業操業環境整備助成制度を活用して、中小製造業者による操業環境の整備・改善に向けた取組を推進します。	●操業環境の整備・改善の支援	○	○	○		○	○	○	
<b>③ 事業者との情報共有の促進</b>											
	1 事業者交流の取組(事業者との連絡会など)	事業者との連絡会等、事業者と行政の交流を通じて、事業者の環境対策に係る自主的取組の推進支援等を実施します。	●多様な主体との協働・連携の推進 ○事業者との連絡会を通じた交流の推進	○	○	○		○	○	○	
	2 事業者等のネットワークの機能強化に向けた取組の実施	ネットワークの機能強化に向けて、各団体や他部署等との連絡・調整を行い、セミナー等を通して、事業者との情報共有の促進を行います。	●キングスカイフロント内の近隣企業等との連携推進【再掲】 ●共同研究事業に関する情報発信(セミナー開催等)	○	○	○		○	○	○	
	3 事業者向け環境関連相談窓口の充実	市内事業者の環境対策等の円滑化を図るため、環境関連相談窓口の充実に取り組みます。	●環境規制のワンストップ窓口の構築による事業者支援の実施	○	○	○		○	○	○	脱炭素・自然共生・資源循環

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

※具体的取組にある<水量><水質><水生生物><水辺地>は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。



施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係				地域			連携する 環境分野
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
<b>II-4 環境影響の未然防止</b>											
<b>① 化学物質の適正管理と理解の促進</b>											
	1 環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進【リーディングプロジェクト】	化学物質による環境影響の未然防止・環境リスクの低減に向け、環境リスク評価を活用し、事業者による自主的な適正管理を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●化学物質の環境実態調査及び環境リスク評価の実施、結果の公表</li> <li>●環境リスク評価結果を活用した事業者による自主的な化学物質の適正管理の促進</li> <li>○事業者へのヒアリング、環境リスクに関する情報提供等の実施</li> <li>○自主管理優先物質の選定、周知及び見直しに向けた検討</li> <li>○環境モニタリング及び排出量確認の実施</li> </ul>								
	2 環境・リスクコミュニケーションの促進	市民や事業者を対象としたセミナーを開催するなど、化学物質対策に関する普及啓発を推進します。	●市民や事業者を対象としたセミナーの開催による化学物質対策に関する普及啓発								
	3 PRTR制度等による適正管理の促進	化学物質排出把握管理促進法に基づく事業者の化学物質排出量等の届出、市内の排出量の集計・公表等により、事業者による自主的な適正管理を促進します。	●化学物質排出把握管理促進法に基づく事業者の化学物質排出量等の届出、市内の排出量の集計・公表等による事業者の適正な自主管理の促進								
	4 公園緑地の維持管理	安全かつ快適に公園緑地を利用できるよう、農業の適正利用等による除草等を行い、施設の適切な維持管理を進めます。	●公園緑地の樹木及び電気設備等の適正な維持管理							脱炭素化・自然共生	
<b>② 環境影響の低減に向けた取組</b>											
	1 新たな知見による光化学スモッグ発生抑制取組の推進【リーディングプロジェクト】	光化学オキシダント高濃度時における新たな手法による調査結果からVOC成分ごとの影響を把握し、事業者の自主的な排出削減を促進する取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者の自主的な取組支援など、光化学オキシダント対策の実施</li> <li>○市独自の指標を活用したVOC排出削減の取組の成果の評価</li> <li>○調査結果を踏まえた事業者の自主的なVOC排出削減を促進する取組の推進</li> <li>●光化学オキシダントの実態把握のための調査研究の実施</li> <li>○光化学オキシダント高濃度時のVOC成分調査の実施</li> <li>○光化学オキシダント生成に影響するVOC成分の把握</li> </ul>								
	2 環境影響評価の推進	大規模な工事や開発事業などの実施に当たり、事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し、市がその結果を縦覧の上、市民意見も踏まえて市長意見を述べるなどし、環境の保全について適正な配慮を促します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境影響評価手続的的確な実施</li> <li>●環境影響評価審議会の運営</li> <li>●地域環境管理計画及び環境影響評価等技術指針の運用</li> <li>●地球温暖化対策法改正に伴う本市環境影響評価制度の影響への検証と対応</li> <li>●環境調査手続的的確な実施</li> </ul>							脱炭素化・自然共生・資源循環	
	3 交差点などにおける渋滞緩和対策の推進	主要渋滞交差点などにおける局的かつ即効的な対策などにより、効率的・効果的に渋滞緩和を図ります。	●市内交通の円滑化に向けた緊急渋滞対策の推進							脱炭素化	
	4 街路樹の適正な維持管理の推進<水量>	街路景観の向上など、良好な都市環境を確保するため、街路樹の適正な維持管理を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●街路樹の適正な維持管理の実施</li> <li>●街路樹の樹木診断及び樹木更新の実施</li> </ul>							脱炭素化・自然共生	
	5 環境性能に優れた施設(トップランナー等)導入促進	環境負荷低減に向けて、施設の新設及び更新の際には、環境性能が優れた施設を導入するよう、普及啓発を行います。	●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導							脱炭素化	
	6 環境に配慮した建築物の普及促進	環境に配慮した建築物の増加により環境の負荷低減を図ります。環境計画書の届出を受け、内容を確認して市のホームページに内容を公開します。また、説明会やホームページ等により、制度の普及・啓発活動を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「建築物環境配慮制度(CASBEE川崎)」の適正かつ効率的な運用</li> <li>●環境配慮建築物に関する普及・啓発</li> </ul>							脱炭素化・自然共生	
	7 開発行為等に係る水環境の保全の推進<水量>	開発行為等の審査に際して、雨水浸透施設の設置の可否について適切に判断します。	●川崎市宅地開発指針等に基づく雨水浸透施設の設置の可否に関する適正な審査の実施(雨水浸透能力判断マップの運用を含む)								
	8 生活道路の環境向上に向けた取組	歩道での透水性舗装等の導入により、雨水の浸透を行います。	●歩道補修工事と併せて透水性舗装を実施								
	9 下水道の管きよ・施設の維持管理<水量>	公共下水道への排水設備接続協議において、事業者が設置・設計する雨水浸透ますに対して技術的指導を行います。	●排水設備技術基準等に基づく事業者へ指導								
	10 雨水流出抑制施設の設置指導の実施<水量>	大規模(1,000㎡以上)の建築行為及び開発行為では、雨水流出抑制施設技術指針に基づき雨水流出抑制施設の設置を指導しており、浸透施設の併用についても指導を行います。	●浸透施設併用を考慮した雨水流出抑制の指導							自然共生	

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係				地域			連携する 環境分野	
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部		
	11 緑地保全の推進 <水量>	特別緑地保全地区等の緑地保全施策を推進するとともに、公有地化した緑地の管理施設や斜面安定施設等の整備を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別緑地保全地区等の緑地保全に向けた取組の推進</li> <li>●フェンス等の管理施設整備による適切な管理と斜面地の安全対策による市民の安全・安心な生活空間の確保</li> </ul>		○				○	○	○	脱炭素化・ 自然共生
	12 苦情発生の未然防止	苦情を未然に防ぐため、FAQの市ホームページへの掲載やリーフレット等による事業者向け普及啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活騒音の低減に関する意識啓発の推進</li> <li>●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭物質等の監視及び排出低減に向けた指導</li> <li>●事業者の悪臭防止に関する自主管理体制整備の促進</li> <li>●水環境の保全に係る取組の推進</li> <li>○水環境の苦情を未然に防ぐための普及啓発等の実施</li> </ul>		○	○	○	○	○	○	○	
	13 揮発性有機化合物(VOC)等排出削減に向けた取組の推進(事業者等の排出状況の把握及び削減取組の支援)【再掲】	光化学オキシダント等の原因物質であるVOCについては、事業者の自主的な削減取組を促進するため、工場・事業場のVOC排出状況を把握し、VOC削減に向けた支援及び普及啓発を実施します。また、有害大気汚染物質等の排出抑制の自主的な取組を促進するため、工場・事業場周辺の排出実態調査を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者の自主的な取組支援など、光化学オキシダント及びPM2.5対策の実施</li> <li>○事業者に対する、VOC排出対策に関するアドバイスやVOC濃度測定等の支援</li> <li>○事業者及び市民へのVOCの削減手法等の普及啓発の実施</li> <li>○VOC排出推計結果等を活用した削減物質の情報発信</li> <li>○庁内等におけるVOC削減の推進</li> <li>●工場・事業場周辺の有害大気汚染物質の排出実態調査及び排出抑制の自主的な取組の促進</li> </ul>		○			○	○	○	○	
	14 地下水揚水量の把握【再掲】<水量>	法律や市条例に基づき、地盤沈下の未然防止のため、事業者の地下水揚水量を把握します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工業用水法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく地下水揚水に係る指導等の実施</li> <li>○地下水の過剰な揚水を防止し、地下水量を維持するため、事業者の地下水揚水量を把握</li> </ul>				○			○	○	
	15 平常時の河川流量維持に向けた普及啓発【再掲】<水量>	平常時の河川流量を維持するため、市民、事業者等に雨水浸透ます設置の普及啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●雨水浸透の取組の推進</li> <li>○ホームページを活用した市民、事業者への普及啓発</li> </ul>		○			○		○	○	脱炭素化
<b>③ 環境影響の低減に向けた調査研究</b>												
	1 大気環境に係る調査研究(光化学オキシダントやPM2.5等)に係る調査研究など)	光化学オキシダントやPM2.5、石綿等の大気汚染物質の発生や影響などについて、その実態の解明に向けて近隣自治体の研究機関等と連携して調査・研究を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●光化学オキシダントの実態把握のための調査研究の実施【再掲】</li> <li>●一般環境及び道路沿道におけるPM2.5の実態調査の実施</li> <li>●有害大気汚染物質を含む揮発性有機化合物(VOC)等の調査の実施</li> <li>●一般環境大気中の石綿濃度実態調査、建築物の解体工事等に伴う大気中の石綿濃度調査の実施【再掲】</li> <li>●酸性雨の実態調査の実施【再掲】</li> <li>●近隣自治体の研究機関との共同調査・研究の実施【再掲】</li> </ul>		○		○		○	○	○	
	2 水環境に係る調査研究(公共用水域における水質改善に係る調査研究など)	工場・事業場からの排水や地下水の水質分析を行うとともに、公共用水域で異常が発見された場合の原因究明調査等を行います。また、河川・海域等公共用水域における水質及び生物に係る調査研究を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工場・事業場排水の分析調査【再掲】</li> <li>●地下水汚染等に係る調査・研究</li> <li>●事故・苦情に伴う異常水質事故調査【再掲】</li> <li>●水環境の保全及び生物多様性に係る調査研究の実施(河川、河口干潟、人工海浜等)【再掲】</li> <li>●国立環境研究所、地方環境研究所等多様な主体と連携した共同研究の実施【再掲】</li> <li>●水環境に係る調査・研究及び情報収集・成果発信</li> </ul>				○			○	○	
	3 化学物質に係る調査研究(環境リスク評価など)	国及び地方自治体等と連携して化学物質の分析法開発を行うとともに、市内環境中の未規制化学物質等の環境実態把握に向けた調査研究を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未規制の化学物質を中心とした、大気環境及び水環境における化学物質に関する実態調査・研究の実施</li> <li>●実態調査結果に基づく環境リスクの評価の実施</li> <li>●未規制化学物質等の分析法開発及び改良の実施</li> <li>●国及び地方自治体等との環境中の化学物質に関する共同研究の実施</li> <li>●未規制化学物質の調査・研究に関する情報収集及び成果発信</li> </ul>		○	○	○		○	○	○	
	4 脱炭素等新たな課題に関する調査研究(環境中のプラスチック廃棄物など)に係る調査研究など)【再掲】	環境中のプラスチック廃棄物など、新たな課題に関する調査研究を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境技術産学公民連携共同研究事業の推進</li> <li>●共同研究事業に関する情報発信</li> </ul>		○	○	○		○	○	○	脱炭素化・ 自然共生・ 資源循環
	5 環境保全型農業の推進	農業技術支援センターにおいて、農業経営向上に資する農業技術の研究・普及に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農産物の栽培技術向上のための取組</li> <li>●「環境保全型農業推進方針」に基づく環境保全型農業の普及推進</li> </ul>				○			○	○	自然共生

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

※具体的取組にある<水量><水質><水生生物><水辺地>は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

令和5年度 かわさき自動車環境対策推進協議会報告書

(令和4年度の実施結果及び令和5年度の実施予定)

令和5年7月

かわさき自動車環境対策推進協議会事務局

(川崎市環境局環境対策部地域環境共創課)

住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

電 話：044-200-2530

F A X：044-200-3921